

令和3年4月1日

軽井沢町長 藤巻 進 様

軽井沢町自然保護審議会
会長 大槻 幸一郎

答 申 書

令和2年8月18日付、2軽環境第189号にて諮問のありました「軽井沢町環境基本条例（案）制定について」について、慎重に審議した結果、下記のとおり審議会の意見を付して答申します。

記

1. 条例（案）について

審議会での意見及びパブリック・コメントの意見、提案等を踏まえ、条例（案）については、別紙1のとおり一部修正されるよう答申します。

2. 軽井沢町環境基本条例（案）の答申にあたっての軽井沢町自然保護審議会からの意見具申

- (1) 条例（案）に対するパブリック・コメントの多さは、本件に対する住民の皆さんの関心の高さを示しているところ。
- (2) 環境に対する価値観の違いなどから、多様な角度からの意見が出ている特徴が見られる。
- (3) 提起されている諸課題には、身近な自然環境の破壊など早急に具体策を講ずることが期待される内容も含まれている。
- (4) 町当局に置かれては、条例の早期制定と併せ、環境基本計画など関連する諸計画の制定など、早期に対処すべき具体的措置のために必要な制度的担保を急ぐように強く期待する。